

2016年(平成28年)2月29日

No.436

ご家庭にも
お持ち帰り
下さい!

日野自動車
健康保険組合

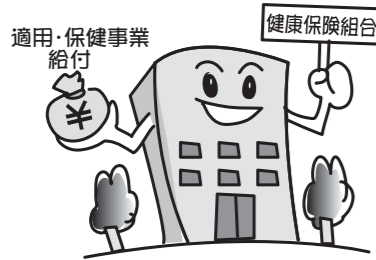
http://www.hinokenpo.or.jp
お問合せ: 042-586-5941

健康保険の目的

わたしたちが生活していくうえで、心配なことのひとつに、病気やけがなど思いがけない医療費や生活費の問題があります。

健康保険は、働いている人(被保険者)たちが収入に応じて保険料を出し合い、これに会社(事業主)も負担して、自分や家族(被扶養者)の病気、けが、出産、死亡などのときに必要な医療費や給付を行い、お互いに助け合おうという目的から生まれた制度です。

健康保険組合とは



厚生労働大臣の許可を得て設立される公法人です。事業主と被保険者の中から選ばれた組合会議員と、さらにその中から選ばれた理事によって運営されます。

当組合は、昭和17年5月1日に設立されました。

健康保険組合のしごと

適用徴収

保険証の発行・被扶養者認定や資格確認・保険料の徴収。

保険給付

病気、けが、出産、死亡などのとき、医療費を負担したり、いろいろな給付金を支給することです。

保健事業

健康情報の提供、疾病予防、スポーツのすすめ、保養所の運営など健康維持増進をはかる事業です。

その他

組合運営・庶務・月報・経理事務の執行。

保険料

一般保険料・介護保険料・調整保険料は、標準報酬月額および標準賞与額に保険料率を乗じて決められます。

一般保険料

健康保険の保険給付等を行うために徴収される保険料です。健康保険を運営するための基本保険料と高齢者のための特定保険料に区分されます。健康保険の保険料率は30/1000~130/1000の範囲内で組合が決めます。また、事業主と被保険者の負担割合も組合が決めます。

介護保険料

介護保険にかかる保険料で、40歳以上65歳未満の被保険者および被扶養者(ともに介護保険の第2号被保険者)の介護保険料は、一般保険料と一緒に徴収されます。被扶養者については、被保険者の保険料に含まれますので、負担はありません。

調整保険料

高額医療費の共同負担や財政困窮組合の助成に使われます。

標準報酬と標準賞与

健康保険の保険料は、被保険者の収入に応じて決められます。その際、収入額の一定の範囲で区分したものが標準報酬で、標準報酬月額は58,000円から1,390,000円までの50等級に分けられます。標準賞与額は賞与の1,000円未満の端数を切り捨てた額です。なお、標準賞与額は年度の累計で573万円が上限となります(平成28年4月施行)。

当組合の保険料率

被保険者負担率		事業主負担率	
健康保険料率	37.9 1000	健康保険料率	52.1 1000
介護保険料率	6.5 1000	介護保険料率	6.5 1000

健康保険料率は一般保険料率+調整保険料率



健康保険に加入する人

被保険者(本人)

健康保険に加入している人を被保険者といいます。

健康保険法では常に一定の従業員を使用する会社などで働く人たちは、すべて健康保険に加入することになっています。入社した日から被保険者となり、退職または死亡した日の翌日に、その資格を失います。

被扶養者(家族)

健康保険では、被保険者だけでなく、次の条件を満たしてその人に扶養されている家族も加入でき、保険給付をうけることができます。

被扶養者の条件

(1) 主として被保険者の収入により、生計を維持されている75歳未満の方

被扶養者となる方の年収が※130万円未満(60歳以上および障害年金受給者は180万円未満)で、かつ被保険者の年収の2分の1未満であること。

※年収:パート・アルバイト・事業収入・公的年金(遺族・障害年金含む)・恩給・雇用保険・傷病手当金等、全ての収入が対象です。

(2) 被保険者の3親等内であること

続柄により、同居(同一世帯に属していること)が条件の場合があります。

※被保険者と別居の場合、被保険者から被扶養者となる方の収入を上回る仕送りが必要です。

任意継続被保険者制度

退職時に、健康保険の被保険者期間が2ヵ月以上ある場合は、保険料を全額負担することによって、健康保険に「任意加入」することができ、傷病手当、出産手当金を除き在職中と変わらない給付を受けることができます。任意加入の期間は2年間。

保健事業

・直営保養所



ひの・那須プラトー

〒325-0303
栃木県那須郡那須町
高久乙遅山3375-1066
TEL 0120-258-330
宿泊定員 36名



山中荘

〒401-0501
山梨県南都留郡山中湖村
山中865-246
TEL 0555-62-1531
宿泊定員 35名

- ・契約保養所(利用に補助金支給)
JTB・近畿日本ツーリスト・名鉄観光・日野トレーディング・京王観光
- ・全豊田健保共同利用保養所
トヨタグループの健保組合の保養所が利用できます。

運動・保健施設

- ・セントラルスポーツ(フィットネスクラブ)を会員料で利用できます。
- ・保健施設として、健保クラブ・保健センター・健保プラザが利用できます。

疾病対象

<健保健診コース>

コース	一般健診 A1	人間ドック	特定健診
	イーウェル	イーウェル	イーウェル
対象者	30歳以上の組合員	35歳以上の組合員	40歳以上の被扶養者 任意継続
備考		脳ドックはオプション	

その他健診:
歯科検診...全国の提携歯科医院で無料歯科検診が受けられます

<健診結果による保健指導>

	特定保健指導	重症化予防対策
対象者	40歳以上の組合員	被保険者
指導内容	生活習慣病予防の保健指導	健康リスクが高い方への保健指導

- ・インフルエンザのワクチン接種費用補助
- ・禁煙活動支援(禁煙コンテスト)年2回実施
- ・日野自動車ハロー健康相談24(24時間電話相談)
健康相談、医療相談、介護相談、育児相談、医療機関情報提供
- ・メンタルヘルスのカウンセリングサービス
電話、Web、面談
- ・ジェネリック医薬品差額通知
- ・家庭常備薬幹旋 年2回(夏・冬)実施
...冬については補助金あり

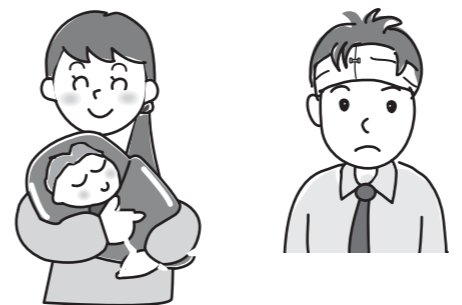
その他

- ・献血活動
- ・ウォーキングキャンペーン年2回(春・秋)実施
- ・啓発活動(機関紙発行、ホームページ等)

保険給付 健康保険の給付一覧

給付の種類	法定給付(健康保険法で決められた給付)		給付の種類	付加給付(当組合独自の給付)																											
	被保険者	被扶養者		被保険者	被扶養者																										
病 気 け が	療養の給付 家族療養費	保険医療機関に被保険者証を提示すれば医療費の一部を自己負担することで業務外による病気やけがの治療が受けられます。 <table border="1"> <tr> <td></td> <th>▼自己負担</th> <th>▼保険給付</th> <td></td> </tr> <tr> <td>小学校入学前</td> <td>2割</td> <td>8割</td> <td rowspan="2">…健康保険組合から給付</td> </tr> <tr> <td>小学校入学後～69歳</td> <td>3割</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>70歳～74歳</td> <td>※1割(2割)</td> <td>9割(8割+国庫1割)</td> <td rowspan="2">…長寿医療制度から給付</td> </tr> <tr> <td>現役並みの所得がある場合</td> <td>3割</td> <td>7割</td> </tr> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1割</td> <td>9割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現役並みの所得がある場合</td> <td>3割</td> <td>7割</td> <td></td> </tr> </table> ※平成26年4月1日以降に70歳になる人は2割負担。			▼自己負担	▼保険給付		小学校入学前	2割	8割	…健康保険組合から給付	小学校入学後～69歳	3割	7割	70歳～74歳	※1割(2割)	9割(8割+国庫1割)	…長寿医療制度から給付	現役並みの所得がある場合	3割	7割	75歳以上	1割	9割		現役並みの所得がある場合	3割	7割		一部負担還元金	自己負担額(1ヵ月(暦月)、1件ごと。医料、調剤は合算して1件。高額療養費は除く)から、25,000円を控除した額。1,000円未満は切り捨て。(注1)
		▼自己負担	▼保険給付																												
	小学校入学前	2割	8割	…健康保険組合から給付																											
	小学校入学後～69歳	3割	7割																												
	70歳～74歳	※1割(2割)	9割(8割+国庫1割)	…長寿医療制度から給付																											
	現役並みの所得がある場合	3割	7割																												
	75歳以上	1割	9割																												
	現役並みの所得がある場合	3割	7割																												
	療養費 家族療養費	緊急その他やむを得ない事情で保険証を提示せずに受診したとき、また輸血の生血代、コルセット(治療用装具)等の代金および医師の指示でマッサージ等を受けたときに、保険者が認めた場合は、※給付が受けられます。給付割合は年齢や所得によって異なります。海外で受診した場合も支給されます。		家族療養費 付加金																											
	高額療養費 家族高額療養費	●1人1ヵ月(暦月)1件につき自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額が支給されます。自己負担限度額は、 ア:83万円以上…252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円) 多数該当 イ:53万円～79万円…167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円) ウ:28万円～50万円…80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円) エ:26万円以下…57,600円 (44,400円) オ:低所得者(住民税非課税者)…35,400円 (24,600円) ●同一世帯で直近の12ヵ月間に3回以上高額療養費が支給される場合、4回目から自己負担限度額は多数該当となり一定額を超えた額が支給されます。 ●特定疾病(人工透析等)の場合の自己負担限度額は10,000円(人工透析は上位所得者は20,000円)(当組合に届出が必要)です。		合算高額療養費 付加金	合算高額療養費が支給される場合に、対象となった自己負担の合計額(合算高額療養費は除く)から対象1件につき25,000円を控除した額。(注1)																										
合算高額療養費	同一世帯で21,000円以上の支払いが複数の場合は合算して上記計算式で超えた額が支給されます。																														
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、年額の上限(算定基準額)を超えた分について還付が受けられます。																														
保険外併用療養費	高度先進医療や歯の特別な治療材料等を希望した場合は自己負担になります。但し、基本部分(診察等)は一般の保険療養と同様に支給されます。																														
訪問看護療養費	難病患者等が在宅療養の場合、医師の指示のもと看護師などのスタッフが派遣されます。※療養の給付同様、年齢により給付割合が異なります。		訪問看護療養費 付加金	1ヵ月(暦月)の自己負担額(高額療養費は除く)から、25,000円を控除した額。1,000円未満は切り捨て。(注1)																											
入院時食事・生活療養費	入院中の食事代として、1食につき標準負担額360円H28年度から(低所得者は90日まで210円、91日目から160円)を自己負担します。残りは健保から支給されます。																														
移送家族移送費	保険者が①緊急その他やむを得ず、②傷病により移動が困難で、③適切な保険診療であると認めた場合、患者の移動に要した費用を限度に算定した金額が支給されます。																														
傷病手当金	療養のため会社を休み給料をもらえない場合、欠勤4日目から1年6ヵ月間の範囲で標準報酬日額の3分の2相当が支給されます(給料をもらっても傷病手当金の額より少ないときはその差額が支給されます。障害年金、障害手当金、退職後の老齢厚生年金等と併給調整します)。ただし、任意継続被保険者を除く。(注2)		傷病手当金 付加金	標準報酬日額の75%から法定給付(標準報酬日額3分の2)を引いた額																											
出 産	出産手当金	出産のために会社を休み給料をもらえないときは出産日以前42日間・出産後56日間の計98日間(多胎妊娠の場合は出産日以前98日・出産後56日間の計154日間)の範囲で、1日につき標準報酬日額の3分の2相当が支給されます(給料をもらっても出産手当金の額より少ないときはその差額が支給されます)。		延長傷病手当金 付加金	標準報酬日額の75%を法定給付満了後6ヵ月間																										
	出産育児一時金 家族出産育児一時金	1児につき420,000円が支給されます。死産・流産(ともに妊娠4ヵ月(85日)以上)でも支給されます。被扶養者の場合も同額が支給されます。(産科医療補償制度に加入していない分娩機関、または在胎週数22週未満での出産は404,000円。)																													
死 亡	埋葬料(費) 家族埋葬料	被保険者・被扶養者が死亡した場合、埋葬を行った家族に50,000円の埋葬料が、また故人に家族がないときは埋葬を行った人に上限50,000円の埋葬費が支給されます。																													

(注1) 付加給付の算出額が1,000円未満の場合は不支給。
(注2) H28年度から標準報酬日額が直近1年間の平均になります。

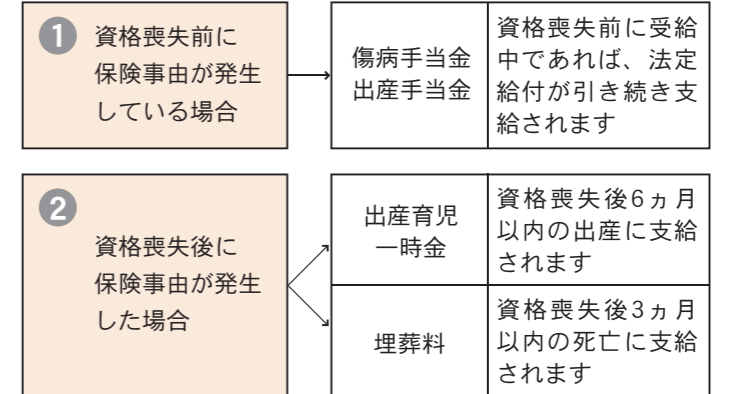


給付を受ける手続き (提出書類等)

- 高額療養費**
健康保険組合で自動的に支払う。申請不要。
 - 特定疾病**
「特定疾病療養受療証交付申請書」に医師の意見書を添付。「特定疾病療養受療証」の交付申請。
 - 療養費・コルセット(装具)など**
「療養費支給申請書」に領収明細書と医師の証明書を添付し申請。海外の受診の場合、日本語の翻訳文も添付。
 - 移送費**
「移送承認申請書(届)」に医師の意見書、「移送費請求書」と領収書を添付し申請。
 - 傷病手当金**
「傷病手当金請求書」に医師の意見が書かれたものを事業主に提出。
 - 出産育児一時金**
 - 直接支払を希望する場合
分娩機関と本人との間で「直接支払制度合意文書」を取り交わす。
 - 受取代理制度を希望する場合
分娩機関に「出産育児一時金等支給申請書(受取代理用)」を記載してもらい、事前に健保組合に申請。
 - 直接支払・受取代理制度を希望しない場合
「出産育児一時金請求書」に医師・助産師または市区村長に証明を受け健保組合に提出。
 - 出産手当金**
「出産手当金請求書」に医師、助産師の意見が書かれたものを事業主に提出。
 - 埋葬料(費)**
「埋葬料(費)請求書」に死亡に関する証明書類(死亡診断書等)、家族がいない場合は上記書類のほか、埋葬に要した領収書も添付。
 - 健康保険限度額適用認定証**
「健康保険限度額適用認定申請書」に記入し、申請すると「健康保険限度額適用認定証」が交付される。
- ※保険給付を受ける権利は支給事由の発生から2年で時効になりますのでご注意ください。

資格喪失後の給付

被保険者が資格を失うと保険給付は受けられなくなるのが原則ですが、被保険者期間が1年以上あった場合には、一定期間、継続して給付を受けることも出来ます。



新しい医療保険か日野健保かどちらか一方へ申請。